

とっとりEV協力隊制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県の依頼に基づき給電活動（以下「活動」という。）に協力する制度（以下「とっとりEV協力隊制度」という。）に必要な事項を定めることにより、災害時の緊急電源を確保し、県民の生命及び身体の安全を守ること並びに外部への給電が可能な車両の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 「プラグインハイブリッド自動車」とは、電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- 3 「燃料電池自動車」とは、搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいう。
- 4 「ハイブリッド自動車」とは、電動機と内燃機関を原動機として併用する検査済自動車のうち、プラグインハイブリッド自動車を除いたものをいう。
- 5 「電動車」とは、電気を動力源として走行する自動車の総称であり、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車をいう。
- 6 「外部給電器」とは、電気自動車等から電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドライン V2L DC版に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol 認証）」に合格しているもの、又はCHAdeMO規格対応車両から電力（AC100V、出力1500W以上）の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から2車種以上の認定を受けているものをいう。
- 7 「車載コンセント」とは、車両に搭載されるAC100Vのコンセントをいう。
- 8 「外部への給電」とは、外部給電器又は車載コンセント等を使用して、車両のバッテリーから電力を取り出し、活用することをいう。

(対象車両)

第3条 とっとりEV協力隊制度の対象となる車両は、外部への給電が可能な電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車のうち、県が認めたものとする。

- 2 ハイブリッド自動車、又はガソリンや軽油等のみを動力源とした内燃機関を原

動機とする検査済自動車については、とっとりE V協力隊制度の対象外とする。

(登録の申込み)

第4条 とっとりE V協力隊制度に登録の申込みをできる者は、県内に在住する者（県内に事業所を有する法人を含む。）とする。

- 2 登録を希望する者は、前条に定める対象車両に対して使用関係がある場合のみ、登録の申込みができるものとする。
- 3 登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号）に、自身が使用する対象車両のうち、活動への協力が可能な車両に係る自動車検査証の写しを添付して、県に提出しなければならない。

(登録の決定及び通知)

第5条 県は、前条第3項の規定により提出された登録申込書等を審査し、適当と認めるときは、当該者を登録するものとする。

- 2 県は、前項の審査により登録の可否を決定したときは、登録の申込みをした者（以下「申込者」という。）にその結果を通知するものとする。
- 3 県は、前項の規定により登録を可とした申込者（以下「登録者」という。）に対して、活動の際に使用する車両を明確にするため、登録者が使用する活動への協力が可能な車両の台数に応じた枚数の登録証を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、第4条第3項の規定により提出した登録申込書の記載内容に変更があった場合は、登録内容変更届出書（様式第2号）を県に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に該当する変更のうち、登録車両に変更又は追加があった場合は、変更又は追加した対象車両の自動車検査証の写しを添付するものとする。
- 3 県は、前項の規定に該当する登録変更届書を受理した場合は、その取扱いについては、前条各項の規定を準用するものとする。

なお、既に交付した登録証の記載内容に変更があった場合は、登録証の書換え交付を行うものとする。

(登録の解除)

第7条 第4条第1項及び第2項の要件を喪失した登録者又は登録の解除を申し出る登録者（以下「登録解除申出者」という。）は、登録解除申出書（様式第3号）を県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定による申出を受けたときは、登録の解除通知を登録解除申出者に送付するものとする。
- 3 前項の場合において、登録の解除の日は、登録の解除通知を登録解除申出者に発送した日とする。

(登録の取消し)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は、登録を取消することができる。なお、登録を取消した場合にあっては、登録の取消し通知を登録者に通知するものとし、その運用については前条第3項の規定を準用するものとする。

- (1) 死亡した場合
- (2) 心身の故障のため、活動に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 第4条第1項及び第2項に規定する登録の要件を喪失した場合
- (4) 虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録が不適格であると認められる事実があった場合

(災害時における活動内容)

第9条 県は、災害による大規模停電が発生した場合であって、登録者による活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して、指定した避難所等へ参集し、活動に協力することを依頼するものとする。

なお、活動期間は、対象車両の撤収に要する電力残量が十分に確保される範囲内において、県と登録者の間で調整をするものとする。ただし、登録者の健康状態や車両の故障等、活動の継続が困難であると認める場合は、ただちに活動を終了するものとする。

- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、自身や家族等の身体・財産の安全等を最優先に考慮した上で、活動が可能であると判断した場合は、避難所等に使用する対象車両で参集するものとする。
- 3 登録者は、避難所等の運営主体の指示に従い、対象車両からの活動を行うものとする。
- 4 登録者は、活動に当たり登録証を提示しなければならない。
- 5 登録者は、活動後の撤収に伴う対象車両の運搬を行うものとする。

(災害時以外の活動内容)

第10条 県は、電動車の社会的価値向上の目的で開催されるイベント等において、登録者による活動が必要であると判断した場合は、登録者に対して活動に協力することを依頼するものとする。

- 2 登録者は、前項に基づく協力依頼があった場合は、積極的に参加するよう努めるものとする。
- 3 登録者は、イベント等主催者の指示に従い、対象車両からの給電を行うものとする。
- 4 登録者は、活動に当たり登録証を提示しなければならない。
- 5 登録者は、活動後の撤収に伴う対象車両の運搬を行うものとする。

(保険への加入)

第11条 県は、登録者が活動中に負傷又は死亡した場合に対処するため、ボランティア活動保険に加入するものとする。

(報酬等)

第12条 登録者の活動は無報酬とし、食費、旅費等の活動に要する費用は自己負担とする。

2 県は、登録者が活動に当たり負傷又は死亡した場合は、前条の規定において加入するボランティア活動保険の規定により保険金を支払うものとする。

3 登録者の使用する対象車両からの給電に要した電気代は、県が別紙に掲げる方法により算出した実費相当額を支払うものとする。

4 登録者の使用する対象車両が活動中に県の責に帰すべき事由により損害を被った場合又は滅失した場合は、県はその損害を賠償する。

(個人情報の管理)

第13条 県は、申込者から提供された個人情報を他の用途に利用してはならない。

2 県は、個人情報の授受、保管及び管理に当たっては、善良なる管理者の注意をもって、個人情報の保護に必要な万全の措置を講じるものとする。

3 県は、申込者から提供された個人情報について、保管の必要を要しなくなった場合は、機密を保持した上で確実に処分するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は生活環境部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月19日から施行する。

(別紙)

給電に要する電気代実費相当額の算出方法

要綱第12条第3項に規定する電気代実費相当額の算出方法は次のとおりとする。

1 対象車両への適用単価

算出にあたって適用する単価の指標は次の(1)(2)のとおりとする。ただし、これらの単価は社会情勢等により変動するものであることから、活動時点における最新値を随時適用するものとする。

- (1) 電気料金：「公益社団法人 全国家庭電気製品公正取引協議会新電力料金目安単価」
- (2) ガソリン料金：「小売物価統計調査年報（総務省統計局）第1表」※年間平均値を使用
(参考) 令和7年2月時点の指標値 電気料金：31(円/kWh) ガソリン料金：175円/L

2 算出の条件と方法

(1) 登録者が車載コンセント等を使用して給電を行った場合

ア 1回あたりの給電時間を最大6時間とし、車載コンセント(最大出力1.5kW)の6時間使用分の電力量(9kWh)を上限に実費相当額を算出する。ただし、金額の算出にあたっては10の位を切り上げることとする。

〔(例) 実費相当額(※)
 $9(\text{kWh}) \times 31(\text{円/kWh}) = 279 \text{ 円} \rightarrow (10 \text{ の位を切り上げ}) \rightarrow 300 \text{ 円}$ 〕

イ 緊急時等において、前項に定める上限量を超えて給電を行った場合は、1時間毎に実費相当額を加算する。

(2) 登録者が外部給電機を使用して給電を行った場合

ア 条件

(ア) 原則、満充電・ガソリン満タンの状態から、駆動用バッテリー残量(又は燃料残量)が2割となるまでに要した電力量やガソリン量に相当する額とする。ただし、1回あたりの給電時間を最大6時間とし、外部給電器(最大出力9kW)の6時間使用分の電力供給(54kWh)を上限とする。

(イ) 緊急時等において、前項に定める上限量を超えて給電を行った場合は、1時間毎に実費相当額を加算する。

イ 方法

車両の種別ごとに、次の通り算出する。ただし、金額の算出に当たっては10の位を切り上げることとする。

(ア) 電気自動車

車両に積載された駆動用バッテリー総電力量(kWh)の8割を充電するために必要な電気料金

〔(例) 駆動用バッテリーが40kWhの電気自動車の場合(※)
 $40(\text{kWh}) \times 0.8 \times 31(\text{円/kWh}) = 992 \text{ 円} \rightarrow (10 \text{ の位を切り上げ}) \rightarrow 1,000 \text{ 円}$ 〕

(イ) プラグインハイブリッド自動車

次のa、bにより算出した額のうち、いずれか低い方の額とする。

a 車両に積載された駆動用バッテリー総電力量(kWh)の全量を充電するために必要な電気料金と、ガソリンタンク量(L)の8割を給油するために必要なガソリン料金の和

b 電力供給上限量(54kWh*)を給電するために要した駆動用バッテリー総電力量(kWh)とガソリン量(L)に相当する電気料金とガソリン料金の和
(*電力供給上限量は、プリウスPHVとクラリティPHEVにおいては18kWhとする。)

〔(例) 駆動用バッテリーが12kWh、ガソリンタンク量45L、ガソリン発電能力0.51L/kWhのプラグインハイブリッド自動車の場合(※)
a $(12(\text{kWh}) \times 31(\text{円/kWh})) + (45(\text{L}) \times 0.8 \times 175(\text{円/L})) = 6,672 \text{ 円}$
b $(12(\text{kWh}) \times 31(\text{円/kWh})) + ((54-12)(\text{kWh}) \times 0.51(\text{L/kWh}) \times 175(\text{円/L})) = 4120.5 \text{ 円}$
a>b からbを採用 $\rightarrow (10 \text{ の位を切り上げ}) \rightarrow 4,200 \text{ 円}$ 〕

(※) 電気代、ガソリン代の単価は、令和7年2月時点の指標値を適用。